平成 23 年 10 月 7 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 15 番 1 号
六本木ヒルズけやき坂テラス 6 階
FC レジデンシャル投資法人
代表者名　執行役員　髙塚　義弘
（コード番号：8975）
資産運用会社名
ファンドクリエーション不動産投信株式会社
代表者名　代表取締役社長　比留田　雅哉
問合せ先　投資管理部長　黒島　栄二郎
TEL. 03-5413-5348

機関の運営及び会計事務等に関する一般事務受託者の解約に関するお知らせ

FC レジデンシャル投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、本日開催の役員会において、2011 年 11 月 1 日に予定している本投資法人のいちご不動産投資法人（以下、「いちごリート」という。）との合併効力発生を停止条件として同日付で投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」という。）第 117 条第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める機関の運営及び会計事務等に関する一般事務委託契約を解約することを決議し、いちごリートの一般事務委託契約を一部変更して承継することといたしましたのでお知らせします。

記

1. 委託契約の変更

本投資法人は一般事務受託者と締結している以下の契約について、変更を行います。

委託事務	受託会社（変更前）	受託会社（変更後）
一般事務（会計事務等）	税理士法人平成会計社	中央三井信託銀行株式会社（注 1）
一般事務（機関の運営）	中央三井信託銀行株式会社	中央三井信託銀行株式会社（注 2）

（注1）本投資法人と税理士法人平成会計社間の「会計事務等に関する業務委託契約書」を解約し、いちごリートと中央三井信託銀行株式会社間の「一般事務委託契約書」を継承。

（注2）本投資法人と中央三井信託銀行株式会社間の「一般事務委託契約書」を解約し、いちごリートと中央三井信託銀行株式会社間の「一般事務委託契約書」を継承。

2. 変更に係る日程

2011 年 11 月 1 日　　中央三井信託銀行株式会社による業務開始（注 3）

（注 3）但し、本投資法人のいちごリートとの合併効力発生を停止条件とする。

3.　変更の理由

本投資法人は、2011 年 11 月 1 日を効力発生日としていちごリートと合併を予定しており、いちごリートの機関の運営及び会計事務等に関する一般事務委託契約を継承することにより、合理的な投資法人の運営を図るものです。

なお、本投資法人の資産保管会社、特別口座管理人の変更はございません。

4. その他

本投資法人は、金融商品取引法及び投信法の規定に従い、関東財務局長に対して、本変更についての臨時報告書の提出及び届出を行います。

以　上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
※ 本投資法人のホームページアドレス：www.fcric.co.jp